

令和7年2月25日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和7年第1回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※



## 目 次

議案第 3 号 令和 7 年度杵築市一般会計予算

－ 予 算 書 1 ペ ー ジ －

議案第 4 号 令和 7 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計予算

－ 特 別 会 計 予 算 書 1 ペ ー ジ －

議案第 5 号 令和 7 年度杵築市国民健康保険特別会計予算

－ 特 別 会 計 予 算 書 5 ペ ー ジ －

議案第 6 号 令和 7 年度杵築市後期高齢者医療特別会計予算

－ 特 別 会 計 予 算 書 9 ペ ー ジ －

議案第 7 号 令和 7 年度杵築市介護保険特別会計予算

－ 特 別 会 計 予 算 書 13 ペ ー ジ －

議案第 8 号 令和 7 年度杵築市水道事業会計予算

－ 公 営 企 業 会 計 予 算 書 1 ペ ー ジ －

議案第 9 号 令和 7 年度杵築市工業用水道事業会計予算

－ 公 営 企 業 会 計 予 算 書 3 ペ ー ジ －

議案第 10 号 令和 7 年度杵築市下水道事業会計予算

－ 公 営 企 業 会 計 予 算 書 5 ペ ー ジ －

議案第 11 号 令和 7 年度杵築市立山香病院事業会計予算

－ 公 営 企 業 会 計 予 算 書 7 ペ ー ジ －

議案第12号 令和6年度杵築市一般会計補正予算（第11号）

－補正予算書1ページ－

議案第13号 令和6年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）

－補正予算書11ページ－

議案第14号 令和6年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

－補正予算書15ページ－

議案第15号 令和6年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

－補正予算書19ページ－

議案第16号 令和6年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第4号）

－補正予算書23ページ－

議案第17号 令和6年度杵築市水道事業会計補正予算（第3号）

－補正予算書27ページ－

議案第18号 令和6年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第3号）

－補正予算書29ページ－

議案第19号 杵築市行政組織条例の一部改正について

－議案書6ページ－

議案第20号 杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

－議案書8ページ－

議案第 21 号 杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部改正について  
- 議案書 10 ページ -

議案第 22 号 杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について  
- 議案書 12 ページ -

議案第 23 号 杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
- 議案書 15 ページ -

議案第 24 号 杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
- 議案書 18 ページ -

議案第 25 号 杵築市職員の給与に関する条例の一部改正について  
- 議案書 20 ページ -

議案第 26 号 杵築市職員の給与の特例に関する条例の制定について  
- 議案書 34 ページ -

議案第 27 号 杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について  
- 議案書 37 ページ -

議案第 28 号 杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
- 議案書 40 ページ -

議案第 29 号 杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について  
- 議案書 42 ページ -

議案第30号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
- 議案書 44 ページ -

議案第31号 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
- 議案書 48 ページ -

議案第32号 杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
- 議案書 52 ページ -

議案第33号 杵築市土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例の一部改正について  
- 議案書 67 ページ -

議案第34号 杵築市農産物直売所条例の一部改正について  
- 議案書 71 ページ -

議案第35号 杵築市都市公園における移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について  
- 議案書 73 ページ -

議案第36号 杵築市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について  
- 議案書 75 ページ -

議案第37号 杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について  
- 議案書 78 ページ -

議案第38号 杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例  
の一部改正について

- 議案書 84 ページ -

議案第39号 杵築市水道事業給水条例の一部改正について

- 議案書 87 ページ -

議案第40号 宇佐市と杵築市との間における大分農業文化公園ふ  
れあい市場管理運営事務の委託に関する規約の廃止  
に関する協議について

- 議案書 89 ページ -

議案第41号 杵築市過疎地域持続的発展計画の変更について

- 議案書 90 ページ -

議案第19号

杵築市行政組織条例の一部改正について

杵築市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

杵築市長 永松悟

記

## 杵築市行政組織条例の一部を改正する条例

杵築市行政組織条例（平成20年杵築市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号及び第4号を次のように改める。

（3）財政課

（4）みらい都市創生課

第2条第3項中「企画財政課」を「財政課」に改め、同条第3項第5号から第7号までを次のように改める。

（5）公営企業支援のこと。

（6）財産の取得、管理及び処分のこと。

（7）公共施設の営繕のこと。

第2条第3項第8号及び第9号を削り、同条第4項を次のように改める。

### 4 みらい都市創生課

（1）重要施策の執行管理のこと。

（2）府内横断的な施策の調整のこと。

（3）市行政の総合企画のこと。

（4）景観・都市計画のこと。

（5）公共施設のマネジメントのこと。

（6）デジタルトランスフォーメーションの推進のこと。

第2条第10項に次の1号を加える。

（7）企業誘致のこと。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第 20 号

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杵築市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に改め、同条第3号中「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に改め、同条第4号中「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 21 号

杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部改正について

杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例

杵築市ケーブルネットワーク施設条例（平成17年杵築市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を削り、同条に次の表を加える。

| 名称                  | 位置            |
|---------------------|---------------|
| 杵築市ケーブルネットワークセンター   | 杵築市大字杵築386番地1 |
| 杵築市ケーブルネットワークサブセンター | 杵築市大字杵築377番地1 |

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 22 号

杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の  
一部改正について

杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 一部を改正する条例

杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年  
杵築市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第10条第1項中「第11条から第13条まで及び第27条」を「第11条及び第13条」に改め、同条第2項中「及び第24条」を「、第24条及び第27条」に、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第27条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第11条第3項中「第11条から第13条まで」を「第11条、第13条」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（杵築市職員の給与に関する条例及び杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正の一部改正）

2 杵築市職員の給与に関する条例及び杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年杵築市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

附則第1項中「及び第4条」を削る。

(給与の内払)

3 改正後の杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）を適用する場合においては、改正前の杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 23 号

杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部  
改正について

杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例

杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年杵築市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第14条第1項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律」を「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」に、「第1条に規定する公庫」を「第1条に規定する沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第17条第1項中「定める者」の次に「（第17条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならぬ。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）に

おいて、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより当該請求を行うことができる。

議案第 24 号

杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市職員の育児休業等に関する条例（平成17年杵築市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 25 号

杵築市職員の給与に関する条例の一部改正について

杵築市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第4号の次に次の1号を加える。

### （5）重度心身障害者

第11条第2項第6号を削り、同条第3項中「及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条を次のように改める。

### 第12条 削除

第13条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第23条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第28条中「から第13条まで」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

（単位：円）

| 職員の区分  | 職務の級    | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      | 7級      |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 定年     | 号給      | 給料月額    |
| 前再任用   | 1       | 184,200 | 230,900 | 266,300 | 299,900 | 322,500 | 356,500 | 409,800 |
| 短時間勤務職 | 2       | 185,300 | 232,400 | 267,300 | 301,400 | 324,300 | 358,200 | 411,700 |
| 1      | 186,500 | 233,900 | 268,300 | 302,900 | 326,100 | 359,800 | 413,600 |         |
| 2      | 187,600 | 235,400 | 269,300 | 304,300 | 327,800 | 361,400 | 415,400 |         |
| 3      | 188,700 | 236,900 | 270,300 | 305,700 | 329,500 | 363,100 | 417,300 |         |
| 4      | 190,400 | 238,400 | 271,300 | 306,800 | 331,200 | 364,900 | 419,100 |         |
| 5      | 192,000 | 239,900 | 272,300 | 307,800 | 332,900 | 366,400 | 420,900 |         |
| 6      | 193,600 | 241,400 | 273,300 | 309,100 | 334,600 | 368,000 | 422,700 |         |
| 7      | 195,200 | 242,900 | 274,300 | 310,300 | 336,300 | 369,400 | 424,300 |         |
| 8      | 196,900 | 244,300 | 275,300 | 311,900 | 338,000 | 371,000 | 425,800 |         |
| 9      | 198,500 | 245,700 | 276,300 | 313,500 | 339,700 | 372,600 | 427,300 |         |
| 10     | 200,100 | 247,100 | 277,400 | 315,100 | 341,300 | 374,100 | 428,800 |         |

|                            |    |         |         |         |         |         |         |         |
|----------------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 員<br>以<br>外<br>の<br>職<br>員 | 13 | 201,800 | 248,300 | 278,400 | 316,600 | 342,800 | 376,000 | 430,300 |
|                            | 14 | 203,500 | 249,500 | 279,700 | 318,200 | 344,400 | 377,900 | 431,600 |
|                            | 15 | 205,200 | 250,700 | 281,000 | 319,800 | 346,000 | 379,800 | 432,900 |
|                            | 16 | 206,900 | 251,900 | 282,300 | 321,400 | 347,500 | 381,600 | 434,100 |
|                            | 17 | 208,200 | 253,000 | 283,600 | 322,900 | 348,900 | 383,100 | 435,300 |
|                            | 18 | 209,800 | 254,100 | 284,900 | 324,600 | 350,600 | 384,900 | 436,600 |
|                            | 19 | 211,400 | 255,300 | 286,100 | 326,200 | 352,200 | 386,600 | 437,900 |
|                            | 20 | 212,900 | 256,400 | 287,300 | 327,800 | 353,800 | 388,200 | 439,100 |
|                            | 21 | 214,400 | 257,400 | 288,400 | 329,200 | 355,000 | 390,000 | 440,300 |
|                            | 22 | 216,000 | 258,400 | 289,600 | 330,900 | 356,500 | 391,400 | 441,100 |
|                            | 23 | 217,600 | 259,400 | 290,900 | 332,600 | 358,000 | 392,800 | 441,900 |
|                            | 24 | 219,200 | 260,400 | 292,200 | 334,200 | 359,500 | 394,200 | 442,700 |
|                            | 25 | 220,800 | 261,400 | 293,500 | 335,400 | 361,200 | 395,600 | 443,400 |
|                            | 26 | 222,500 | 262,300 | 294,500 | 337,400 | 363,100 | 396,800 | 444,000 |
|                            | 27 | 223,800 | 263,200 | 295,500 | 339,100 | 364,800 | 398,000 | 444,600 |
|                            | 28 | 225,100 | 264,100 | 296,600 | 340,700 | 366,500 | 399,000 | 445,200 |
|                            | 29 | 226,400 | 264,900 | 297,700 | 342,200 | 367,900 | 400,100 | 445,900 |
|                            | 30 | 227,500 | 265,700 | 298,900 | 343,800 | 369,200 | 401,300 | 446,700 |
|                            | 31 | 228,700 | 266,500 | 300,000 | 345,400 | 370,400 | 402,400 | 447,100 |
|                            | 32 | 229,800 | 267,300 | 301,200 | 347,000 | 371,800 | 403,500 | 447,800 |
|                            | 33 | 230,900 | 268,000 | 302,400 | 348,700 | 372,900 | 404,200 | 448,300 |
|                            | 34 | 232,000 | 268,800 | 303,700 | 350,500 | 373,800 | 404,900 | 448,700 |
|                            | 35 | 233,100 | 269,600 | 305,000 | 352,300 | 374,800 | 405,600 | 449,100 |
|                            | 36 | 234,200 | 270,300 | 306,300 | 354,100 | 375,900 | 406,300 | 449,500 |
|                            | 37 | 235,300 | 271,000 | 307,600 | 355,600 | 376,700 | 406,900 | 449,900 |
|                            | 38 | 236,300 | 271,800 | 309,000 | 357,000 | 377,600 | 407,500 | 450,300 |
|                            | 39 | 237,300 | 272,600 | 310,300 | 358,400 | 378,500 | 408,000 | 450,700 |

|    |         |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 40 | 238,200 | 273,300 | 311,600 | 359,800 | 379,300 | 408,400 | 451,000 |
| 41 | 239,100 | 274,000 | 312,900 | 361,300 | 380,100 | 408,800 | 451,300 |
| 42 | 240,000 | 274,800 | 314,200 | 362,100 | 380,900 | 409,000 | 451,700 |
| 43 | 240,800 | 275,600 | 315,500 | 363,200 | 381,700 | 409,300 | 452,000 |
| 44 | 241,600 | 276,300 | 316,600 | 364,200 | 382,400 | 409,600 | 452,300 |
| 45 | 242,300 | 277,000 | 317,500 | 365,100 | 383,100 | 409,900 | 452,600 |
| 46 | 242,900 | 277,700 | 318,800 | 366,200 | 383,800 | 410,200 |         |
| 47 | 243,500 | 278,400 | 320,100 | 367,100 | 384,500 | 410,500 |         |
| 48 | 244,100 | 279,100 | 321,400 | 368,100 | 385,200 | 410,800 |         |
| 49 | 244,700 | 279,800 | 322,600 | 369,000 | 385,700 | 411,000 |         |
| 50 | 245,300 | 280,500 | 323,900 | 369,700 | 386,300 | 411,300 |         |
| 51 | 245,900 | 281,200 | 325,100 | 370,400 | 386,900 | 411,600 |         |
| 52 | 246,400 | 282,000 | 326,300 | 371,000 | 387,600 | 411,900 |         |
| 53 | 246,900 | 282,600 | 327,600 | 371,400 | 388,000 | 412,100 |         |
| 54 | 247,300 | 283,300 | 328,700 | 372,000 | 388,600 | 412,400 |         |
| 55 | 247,600 | 283,900 | 329,800 | 372,700 | 389,300 | 412,700 |         |
| 56 | 247,900 | 284,600 | 330,900 | 373,400 | 389,800 | 413,000 |         |
| 57 | 248,200 | 285,200 | 331,600 | 373,700 | 390,200 | 413,200 |         |
| 58 | 248,500 | 285,900 | 332,500 | 374,400 | 390,800 | 413,500 |         |
| 59 | 248,800 | 286,500 | 333,200 | 375,100 | 391,400 | 413,800 |         |
| 60 | 249,100 | 287,200 | 334,000 | 375,700 | 391,900 | 414,000 |         |
| 61 | 249,400 | 287,800 | 334,800 | 376,000 | 392,300 | 414,200 |         |
| 62 | 249,700 | 288,500 | 335,200 | 376,500 | 392,800 | 414,500 |         |
| 63 | 250,000 | 289,100 | 335,900 | 377,100 | 393,300 | 414,800 |         |
| 64 | 250,300 | 289,600 | 336,600 | 377,700 | 393,900 | 415,000 |         |
| 65 | 250,600 | 290,100 | 337,400 | 378,000 | 394,200 | 415,200 |         |
| 66 | 250,900 | 290,700 | 338,100 | 378,600 | 394,600 | 415,500 |         |

|    |         |         |         |         |         |         |  |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 67 | 251,200 | 291,200 | 338,800 | 379,300 | 395,000 | 415,800 |  |
| 68 | 251,500 | 291,800 | 339,400 | 379,900 | 395,400 | 416,100 |  |
| 69 | 251,800 | 292,300 | 339,900 | 380,300 | 395,700 | 416,300 |  |
| 70 | 252,100 | 292,800 | 340,500 | 380,800 | 396,000 | 416,600 |  |
| 71 | 252,400 | 293,400 | 341,000 | 381,400 | 396,300 | 416,900 |  |
| 72 | 252,700 | 294,000 | 341,600 | 381,900 | 396,500 | 417,100 |  |
| 73 | 253,000 | 294,500 | 341,900 | 382,400 | 396,700 | 417,300 |  |
| 74 | 253,300 | 295,000 | 342,400 | 383,000 | 397,000 |         |  |
| 75 | 253,600 | 295,400 | 342,800 | 383,500 | 397,300 |         |  |
| 76 | 253,900 | 295,700 | 343,200 | 383,800 | 397,500 |         |  |
| 77 | 254,200 | 295,900 | 343,600 | 384,200 | 397,700 |         |  |
| 78 | 254,500 | 296,200 | 344,100 | 384,700 | 398,000 |         |  |
| 79 | 254,800 | 296,400 | 344,600 | 385,100 | 398,300 |         |  |
| 80 | 255,200 | 296,700 | 345,100 | 385,500 | 398,500 |         |  |
| 81 | 255,500 | 296,900 | 345,400 | 385,900 | 398,700 |         |  |
| 82 | 255,800 | 297,100 | 345,800 | 386,400 | 399,000 |         |  |
| 83 | 256,100 | 297,400 | 346,200 | 386,800 | 399,300 |         |  |
| 84 | 256,400 | 297,600 | 346,600 | 387,200 | 399,500 |         |  |
| 85 | 256,700 | 297,900 | 346,900 | 387,500 | 399,700 |         |  |
| 86 | 257,000 | 298,200 | 347,300 | 388,000 | 400,000 |         |  |
| 87 | 257,300 | 298,500 | 347,700 | 388,400 | 400,300 |         |  |
| 88 | 257,600 | 298,800 | 348,100 | 388,800 | 400,500 |         |  |
| 89 | 257,900 | 299,100 | 348,300 | 389,100 | 400,700 |         |  |
| 90 | 258,200 | 299,400 | 348,700 | 389,700 |         |         |  |
| 91 | 258,500 | 299,700 | 349,100 | 390,100 |         |         |  |
| 92 | 258,800 | 300,100 | 349,500 | 390,500 |         |         |  |
| 93 | 259,100 | 300,300 | 349,700 | 390,800 |         |         |  |

|     |  |         |         |  |  |  |  |
|-----|--|---------|---------|--|--|--|--|
| 94  |  | 300,500 | 350,100 |  |  |  |  |
| 95  |  | 300,800 | 350,500 |  |  |  |  |
| 96  |  | 301,200 | 350,800 |  |  |  |  |
| 97  |  | 301,400 | 351,100 |  |  |  |  |
| 98  |  | 301,700 | 351,500 |  |  |  |  |
| 99  |  | 302,100 | 351,900 |  |  |  |  |
| 100 |  | 302,500 | 352,300 |  |  |  |  |
| 101 |  | 302,700 | 352,800 |  |  |  |  |
| 102 |  | 303,000 | 353,200 |  |  |  |  |
| 103 |  | 303,300 | 353,600 |  |  |  |  |
| 104 |  | 303,600 | 354,000 |  |  |  |  |
| 105 |  | 303,800 | 354,500 |  |  |  |  |
| 106 |  | 304,100 | 354,900 |  |  |  |  |
| 107 |  | 304,400 | 355,200 |  |  |  |  |
| 108 |  | 304,700 | 355,500 |  |  |  |  |
| 109 |  | 304,900 | 356,000 |  |  |  |  |
| 110 |  | 305,300 |         |  |  |  |  |
| 111 |  | 305,700 |         |  |  |  |  |
| 112 |  | 306,000 |         |  |  |  |  |
| 113 |  | 306,200 |         |  |  |  |  |
| 114 |  | 306,400 |         |  |  |  |  |
| 115 |  | 306,700 |         |  |  |  |  |
| 116 |  | 307,100 |         |  |  |  |  |
| 117 |  | 307,300 |         |  |  |  |  |
| 118 |  | 307,500 |         |  |  |  |  |
| 119 |  | 307,800 |         |  |  |  |  |
| 120 |  | 308,100 |         |  |  |  |  |

|   |            |            |            |            |            |            |            |
|---|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 121   | 308,500    |            |            |            |            |            |            |
| 122   | 308,800    |            |            |            |            |            |            |
| 123   | 309,100    |            |            |            |            |            |            |
| 124   | 309,400    |            |            |            |            |            |            |
| 125   | 309,700    |            |            |            |            |            |            |
| 定<br>年<br>前<br>再<br>任<br>用<br>短<br>時<br>間<br>勤<br>務<br>職<br>員 | 基準給料<br>月額 |
|   | 192,700    | 220,300    | 261,000    | 280,700    | 296,000    | 321,800    | 364,100    |
|   |            |            |            |            |            |            |            |

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(給与の内扱)
- 2 改正後の杵築市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）を適用する場合においては、改正前の杵築

市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

3 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において杵築市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けている号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

4 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（扶養手当に関する経過措置）

5 切替日から令和8年3月31日までの間は、改正後の給与条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,000円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については5,000円とする」とする。

6 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、改正後の給与条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障

害者（6）配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「12,000円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

7 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間は、改正後の給与条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは「（5）重度心身障害者（6）配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については2,000円とする」とする。

#### 附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

#### 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

| 旧号給 | 新号給 |    |    |    |    |
|-----|-----|----|----|----|----|
|     | 3級  | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
| 1   | 1   | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 2   | 1   | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 3   | 1   | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 4   | 1   | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 5   | 1   | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 6   | 2   | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 7   | 3   | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 8   | 4   | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 9   | 5   | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 10  | 6   | 2  | 2  | 1  | 1  |
| 11  | 7   | 3  | 3  | 1  | 1  |

|    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|
| 12 | 8  | 4  | 4  | 1  | 1  |
| 13 | 9  | 5  | 5  | 1  | 1  |
| 14 | 10 | 6  | 6  | 2  | 1  |
| 15 | 11 | 7  | 7  | 3  | 1  |
| 16 | 12 | 8  | 8  | 4  | 1  |
| 17 | 13 | 9  | 9  | 5  | 1  |
| 18 | 14 | 10 | 10 | 6  | 2  |
| 19 | 15 | 11 | 11 | 7  | 3  |
| 20 | 16 | 12 | 12 | 8  | 4  |
| 21 | 17 | 13 | 13 | 9  | 5  |
| 22 | 18 | 14 | 14 | 10 | 6  |
| 23 | 19 | 15 | 15 | 11 | 7  |
| 24 | 20 | 16 | 16 | 12 | 8  |
| 25 | 21 | 17 | 17 | 13 | 9  |
| 26 | 22 | 18 | 18 | 14 | 10 |
| 27 | 23 | 19 | 19 | 15 | 11 |
| 28 | 24 | 20 | 20 | 16 | 12 |
| 29 | 25 | 21 | 21 | 17 | 13 |
| 30 | 26 | 22 | 22 | 18 | 14 |
| 31 | 27 | 23 | 23 | 19 | 15 |
| 32 | 28 | 24 | 24 | 20 | 16 |
| 33 | 29 | 25 | 25 | 21 | 17 |
| 34 | 30 | 26 | 26 | 22 | 18 |
| 35 | 31 | 27 | 27 | 23 | 19 |
| 36 | 32 | 28 | 28 | 24 | 20 |
| 37 | 33 | 29 | 29 | 25 | 21 |
| 38 | 34 | 30 | 30 | 26 | 22 |

|    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|
| 39 | 35 | 31 | 31 | 27 | 23 |
| 40 | 36 | 32 | 32 | 28 | 24 |
| 41 | 37 | 33 | 33 | 29 | 25 |
| 42 | 38 | 34 | 34 | 30 | 26 |
| 43 | 39 | 35 | 35 | 31 | 27 |
| 44 | 40 | 36 | 36 | 32 | 28 |
| 45 | 41 | 37 | 37 | 33 | 29 |
| 46 | 42 | 38 | 38 | 34 | 30 |
| 47 | 43 | 39 | 39 | 35 | 31 |
| 48 | 44 | 40 | 40 | 36 | 32 |
| 49 | 45 | 41 | 41 | 37 | 33 |
| 50 | 46 | 42 | 42 | 38 | 34 |
| 51 | 47 | 43 | 43 | 39 | 35 |
| 52 | 48 | 44 | 44 | 40 | 36 |
| 53 | 49 | 45 | 45 | 41 | 37 |
| 54 | 50 | 46 | 46 | 42 | 38 |
| 55 | 51 | 47 | 47 | 43 | 39 |
| 56 | 52 | 48 | 48 | 44 | 40 |
| 57 | 53 | 49 | 49 | 45 | 41 |
| 58 | 54 | 50 | 50 | 46 | 42 |
| 59 | 55 | 51 | 51 | 47 | 43 |
| 60 | 56 | 52 | 52 | 48 | 44 |
| 61 | 57 | 53 | 53 | 49 | 45 |
| 62 | 58 | 54 | 54 | 50 |    |
| 63 | 59 | 55 | 55 | 51 |    |
| 64 | 60 | 56 | 56 | 52 |    |
| 65 | 61 | 57 | 57 | 53 |    |

|    |    |    |    |    |  |
|----|----|----|----|----|--|
| 66 | 62 | 58 | 58 | 54 |  |
| 67 | 63 | 59 | 59 | 55 |  |
| 68 | 64 | 60 | 60 | 56 |  |
| 69 | 65 | 61 | 61 | 57 |  |
| 70 | 66 | 62 | 62 | 58 |  |
| 71 | 67 | 63 | 63 | 59 |  |
| 72 | 68 | 64 | 64 | 60 |  |
| 73 | 69 | 65 | 65 | 61 |  |
| 74 | 70 | 66 | 66 | 62 |  |
| 75 | 71 | 67 | 67 | 63 |  |
| 76 | 72 | 68 | 68 | 64 |  |
| 77 | 73 | 69 | 69 | 65 |  |
| 78 | 74 | 70 | 70 | 66 |  |
| 79 | 75 | 71 | 71 | 67 |  |
| 80 | 76 | 72 | 72 | 68 |  |
| 81 | 77 | 73 | 73 | 69 |  |
| 82 | 78 | 74 | 74 | 70 |  |
| 83 | 79 | 75 | 75 | 71 |  |
| 84 | 80 | 76 | 76 | 72 |  |
| 85 | 81 | 77 | 77 | 73 |  |
| 86 | 82 | 78 | 78 |    |  |
| 87 | 83 | 79 | 79 |    |  |
| 88 | 84 | 80 | 80 |    |  |
| 89 | 85 | 81 | 81 |    |  |
| 90 | 86 | 82 | 82 |    |  |
| 91 | 87 | 83 | 83 |    |  |
| 92 | 88 | 84 | 84 |    |  |

|     |     |    |    |  |  |
|-----|-----|----|----|--|--|
| 93  | 89  | 85 | 85 |  |  |
| 94  | 90  | 86 | 86 |  |  |
| 95  | 91  | 87 | 87 |  |  |
| 96  | 92  | 88 | 88 |  |  |
| 97  | 93  | 89 | 89 |  |  |
| 98  | 94  | 90 |    |  |  |
| 99  | 95  | 91 |    |  |  |
| 100 | 96  | 92 |    |  |  |
| 101 | 97  | 93 |    |  |  |
| 102 | 98  |    |    |  |  |
| 103 | 99  |    |    |  |  |
| 104 | 100 |    |    |  |  |
| 105 | 101 |    |    |  |  |
| 106 | 102 |    |    |  |  |
| 107 | 103 |    |    |  |  |
| 108 | 104 |    |    |  |  |
| 109 | 105 |    |    |  |  |
| 110 | 106 |    |    |  |  |
| 111 | 107 |    |    |  |  |
| 112 | 108 |    |    |  |  |
| 113 | 109 |    |    |  |  |

議案第 26 号

杵築市職員の給与の特例に関する条例の制定について

杵築市職員の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市職員の給与の特例に関する条例

### (給与月額の特例)

第1条 令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間（以下「特例期間」という。）においては、杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例第41号。以下「給与条例」という。）別表第1の適用を受ける職員（令和7年4月1日以降に新たに職員となった者及び適用を受ける職員の区分が定年前再任用短時間勤務職員である職員を除く。以下「一般職員」という。）の給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の1.2を乗じて得た額を減じた額とし、杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年杵築市条例第42号）及び杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年杵築市条例第219号）の適用を受ける職員の給料月額は、一般職員の例による。ただし、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額（給与条例第16条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。）の算定の基礎となる場合を除く。

2 特例期間においては、前項の規定の適用を受ける職員の給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に1.2を乗じた額を、1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じた時間数から市長が別に定める日の勤務時間数を差し引いた時間数で除して得た額に当該職員に該当する前項に定める率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

### (杵築市職員の育児休業等に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、杵築市職員の育児休業等に関する条例（平成17年杵築市条例第29号）第22条の規定の適用

については、同条中「給与条例第20条」とあるのは、「杵築市職員の給与の特例に関する条例（令和7年杵築市条例第号）第1条第2項」とする。

（杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例）

第3条 特例期間においては、杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年杵築市条例第28号）第17条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第20条」とあるのは、「杵築市職員の給与の特例に関する条例（令和7年杵築市条例第号）第1条第2項」とする。

（端数計算）

第4条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

2 この条例は、令和7年9月30日限り、その効力を失う。

議案第 27 号

杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める  
条例の一部改正について

杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める 条例の一部を改正する条例

杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年杵築市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第3号の次に次の1号を加える。

### （4）重度心身障害者

第4条第2項第5号を削る。

第15条に次の1項を加える。

5 第4条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員には適用しない。

## 附 則

### （経過措置）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(扶養手当に関する経過措置)
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、改正後の杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「改正後の給与条例」という。）第4条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは「(4) 重度心身障害者 (5) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。
- 3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、改正後の給与条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは「(4) 重度心身障害者 (5) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様

の事情にある者を含む。)」とする。

4 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間は、改正後の給与条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは「(4) 重度心身障害者 (5) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

議案第 28 号

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正  
について

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年杵築市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、イノシシ及びシカ等の市長が定める大型動物の成獣の死骸処理業務に従事した職員に対しては、1体につき500円を支給する。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 29 号

杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例  
の一部改正について

杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例  
の一部を改正する条例

杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例（平成17年杵築市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改め、同条第2項中「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

杵築市長 永松悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、」に、「として適切に確保しなければならない」を「であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、同項各号列記以外の部分中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たす

と市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間で  
それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されてい  
ること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じ  
ないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力  
者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該  
代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加え  
る。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に  
係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、  
次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第  
1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適  
切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との  
間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化され  
ていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が  
生じないようするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A  
型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者  
(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)  
であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うも  
のをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第31号

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部改正について

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

杵築市長 永松悟

記

## 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、」に、「として適切に確保しなければならない」を「であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができます。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第32号

杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の制定について

杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

杵築市長 永松悟

記

# 杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第19条）
- 第2章 乳児等通園支援事業
  - 第1節 通則（第20条）
  - 第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）
  - 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）
- 第3章 雜則（第27条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

#### （最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。）

以下同じ。) が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保について保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、

必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の

基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法によりを行う場合を含む。）において

は、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わな  
い日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及  
びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項  
及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利  
用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

（秘密保持等）

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、  
その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う

乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業 (設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。  
ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階  | 区分  | 施設又は設備  |
|----|-----|---|
| 2階 | 常用  | 1 屋内階段<br>2 屋外階段  |
|    | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段 |
| 3階 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段   |
|    | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>3 屋外階段                                   |

|        |     |   |
|--------|-----|---|
| 4階以上の階 | 常用  | <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>  |
|        | 避難用 | <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> |

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以

外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）

）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

（1）当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

（2）当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分県条例第61号）第52条に規定する内閣総理大臣

が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大分県条例第37号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第22号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中

「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第3章 雜則

#### (電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第33号

杵築市土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例の一部改正について

杵築市土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

杵築市長 永松悟

記

## 杵築市土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例

杵築市土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例（平成18年杵築市条例第81号）の一部を次のように改正する。

題名中「たい積」を「堆積」に改める。

第1条中「たい積」を「堆積」に改め、「並びに災害の発生」及び「とともに、住民の生活の安全を確保する」を削る。

第2条第2号中「たい積」を「堆積」に改め、「図られ、かつ、土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が」を削り、同条第3号を削り、同条第4号中「たい積」を「堆積」に改め、同号を同条第3号とする。

第3条第1項中「たい積」を「堆積」に改め、「並びに土砂等の崩落等」を削り、同条第2項中「たい積」を「堆積」に改める。

第4条及び第5条中「たい積」を「堆積」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「たい積」を「堆積」に改め、同条第2項中「たい積」を「堆積」に、「第10号」を「第8号」に改め、同条第3項中「又は生活の安全の確保」を削る。

第7条第1項第2号中「たい積」を「堆積」に、「位置」を「所在地」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「たい積」を「堆積」に改め、同項第8号及び第9号を削り、同項第10号中「たい積」を「堆積」に改め、同号ア及びウ中「安全基準」を「土砂基準」に改め、同号を同項第8号とし、同項第11号を同項第9号とし、同条第2項及び第3項中「たい積」を「堆積」に改める。

第8条第1項第1号ア中「第15条第5項」を「第15条第4項」に改め、同号ウ及びエ中「たい積」を「堆積」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項を削る。

第9条第5項及び第6項並びに第10条（見出しを含む。）中「たい積」を「堆積」に改める。

第11条中「たい積」を「堆積」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、当該許可に係る小規模堆積を休止し、第15条第1項の規定による届出をした者は、その写しの提出を省略することができる。

第12条第1項中「たい積」を「堆積」に改め、同項ただし書中「第7条第1項第10号」を「第7条第1項第8号」に改め、同条第3項中「たい積」を「堆積」に、「安全基準」を「土砂基準」に改める。

第13条中「たい積」を「堆積」に改め、「又は生活の安全の確保」を削る。

第14条中「たい積」を「堆積」に改める。

第15条の見出し中「たい積」を「堆積」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「たい積」を「堆積」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項」を「第1項」に、「第1項の規定による措置が講じられているか」を「当該小規模堆積区域内の土壤の汚染及び浸透水の水質の汚濁がないか」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第4項」を「前項」に、「第1項の規定による措置が講じられない」と認めた」を「土壤の汚染又は浸透水の水質の汚濁があることを確認した」に改め、同項を同条第4項とする。

第16条の見出し及び同条第1項中「たい積」を「堆積」に改め、同条第2項中「たい積が第6条第1項の許可の内容に適合しているか」を「堆積区域内の土壤の汚染及び浸透水の水質の汚濁がないか」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に、「土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が講じられてい

ないと認めた」を「土壤の汚染又は浸透水の水質の汚濁があることを確認した」に改める。

第17条第1項中「たい積」を「堆積」に改める。

第18条第1項中「たい積」を「堆積」に改め、同条第2項中「たい積」を「堆積」に改め、同項第3号中「位置」を「所在地」に改め、同条第4項中「たい積」を「堆積」に改める。

第19条第1項中「たい積」を「堆積」に、「安全基準」を「土砂基準」に改め、同条第2項を削る。

第20条第1項中「たい積」を「堆積」に改め、同項第7号中「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に改め、同条第2項中「たい積」を「堆積」に改める。

第21条中「たい積」を「堆積」に、「第15条第2項」を「第15条第1項」に改める。

第22条第1項中「たい積」を「堆積」に改め、同条第4項中「及び災害の発生の防止」を削る。

第24条第1号中「第15条第5項」を「第15条第4項」に改め、同条第2号中「たい積」を「堆積」に改める。

第26条第1号中「第15条第2項」を「第15条第1項」に改める。

## 附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

議案第34号

杵築市農産物直売所条例の一部改正について

杵築市農産物直売所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

杵築市長 永松悟

記

## 杵築市農産物直売所条例の一部を改正する条例

杵築市農産物直売所条例（平成17年杵築市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び大分農業文化公園」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

第5条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表大分農業文化公園ふれあい市場の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 35 号

杵築市都市公園における移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について

杵築市都市公園における移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市都市公園における移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例

杵築市都市公園における移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成25年杵築市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 36 号

杵築市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

杵築市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

杵築市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年杵築市条例第189号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

退職報償金支給額表

| 階級     | 勤務年数          |                |                |                |                |                |                |
|--------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|        | 5年以上<br>10年未満 | 10年以上<br>15年未満 | 15年以上<br>20年未満 | 20年以上<br>25年未満 | 25年以上<br>30年未満 | 30年以上<br>35年未満 | 35年以上          |
| 団長     | 239,000<br>円  | 344,000<br>円   | 459,000<br>円   | 594,000<br>円   | 779,000<br>円   | 979,000<br>円   | 1,079,000<br>円 |
| 副団長    | 229,000<br>円  | 329,000<br>円   | 429,000<br>円   | 534,000<br>円   | 709,000<br>円   | 909,000<br>円   | 1,009,000<br>円 |
| 分団長    | 219,000<br>円  | 318,000<br>円   | 413,000<br>円   | 513,000<br>円   | 659,000<br>円   | 849,000<br>円   | 949,000<br>円   |
| 副分団長   | 214,000<br>円  | 303,000<br>円   | 388,000<br>円   | 478,000<br>円   | 624,000<br>円   | 809,000<br>円   | 909,000<br>円   |
| 部長及び班長 | 204,000<br>円  | 283,000<br>円   | 358,000<br>円   | 438,000<br>円   | 564,000<br>円   | 734,000<br>円   | 834,000<br>円   |
| 団員     | 200,000<br>円  | 264,000<br>円   | 334,000<br>円   | 409,000<br>円   | 519,000<br>円   | 689,000<br>円   | 789,000<br>円   |

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の杵築市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 37 号

杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年杵築市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道

等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては2年以上、第2号の卒業

者にあっては 3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第 1 号の卒業者にあっては 1 年以上、第 2 号の卒業者にあっては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (9) 外国の学校において、第 1 号から第 6 号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (10) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (11) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (12) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると市長が認める者

第 4 条各号を次のように改める。

- (1) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校におい

て土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した

者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると市長が認める管理職員等に該当する者

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第38号

杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例  
の一部改正について

杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

杵築市長 永松悟

記

## 杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例

杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年杵築市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第3号の次に次の1号を加える。

### （4）重度心身障害者

第5条第2項第5号を削る。

第20条第3項中「、第6条」を削り、「任期付短時間勤務職員」を「暫定再任用職員」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第5条、第6条及び第16条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

## 附 則

### （経過措置）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(扶養手当に関する経過措置)
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、改正後の杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第5条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは(4) 重度心身障害者(5) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。
- 3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、改正後の給与条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは「(4) 重度心身障害者

者（5）配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

4 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間は、改正後の給与条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「（4）重度心身障害者」とあるのは「（4）重度心身障害者（5）配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

議案第39号

杵築市水道事業給水条例の一部改正について

杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

杵築市長 永松悟

記

## 杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例

杵築市水道事業給水条例（平成17年杵築市条例第220号）  
の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第33条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第39条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め  
る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

宇佐市と杵築市との間における大分農業文化公園ふ  
れあい市場管理運営事務の委託に関する規約の廃止  
に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により令和7年3月31日限りで宇佐市と杵築市との間における大分農業文化公園ふれあい市場管理運営事務の委託に関する規約の廃止について、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

杵築市長 永松悟

議案第41号

杵築市過疎地域持続的発展計画の変更について

杵築市過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

杵築市長 永松悟

記

杵築市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

事業計画（令和3年度～7年度）

| 区分       | 変更後          |               |      | 変更前          |               |      |
|----------|--------------|---------------|------|--------------|---------------|------|
|          | 事業名<br>(施設名) | 事業内容          | 事業主体 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容          | 事業主体 |
| 3. 産業の振興 | (2) 漁港施設     | 水産物供給基盤機能保全事業 | 市    | (2) 漁港施設     | 水産物供給基盤機能保全事業 | 県    |
|          |              | 水産物加工設備等整備事業  | 市    |              |               |      |

